第百六十七条中「及び第六十三条」を「、第六十三条及び第六十四条の三」に改める。

第二百四十四条第一項中「第二条第二十項」を「第二条第二十一項」に改める。

第二百四十六条第二項第一号中「第二条第十七項」を「第二条第十八項」に改め、同条に次の一項を加える。

5　前各項に定めるもののほか、船舶区画規程第四十四条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、極海域航行船であつて液化ガスばら積船であるものの損傷範囲の想定について準用する。

第二百七十四条中「及び第六十三条」を「、第六十三条及び第六十四条の三」に改める。

第三百十三条に次の一項を加える。

5　船舶区画規程第四十四条第一項（第四号に係る部分に限る。）及び第三項（第三号に係る部分に限る。）の規定は、極海域航行船であつて液体化学薬品ばら積船であるものの損傷範囲の想定について準用する。

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第五条　船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項の表に次のように加える。

十四　極海域（船舶設備規程第二条第六項に規定する極海域をいう。以下この項及び第六項において同じ。）を航行する船舶であつて、法第二条第一項に掲げる事項を施設した船舶（母船の周辺のみを航行する搭載船を除く。）	当該船舶が極海域の航行を安全に行うために必要な事項が記載された資料

第五十一条第四項中「及び第十三号」を「、第十三号及び第十四号」に改め、同条第九項中「及び第十三号」を「、第十三号及び第十四号」に改め、同項を同条第十項とし、同条中第八項を第九項とし、同条第七項中「及び第四号から第七号まで」を「、第四号から第七号まで及び第十四号」に改め、同項を同条第八項とし、同条中第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6　第一項の表第十四号の資料は、同号の船舶が船舶設備規程第二条第六項に規定する極海域航行船である場合にあつては、当該船舶の極海域における航行上の制限に関する事項及び非常の際の当該船舶の安全の確保のために必要な事項を含むものでなければならない。

第六条　船舶救命設備規則（昭和四十年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四条」を「第四条の二」に改める。

第一章中第四条の次に次の一条を加える。

（適用の特例）

第四条の二　極海域（船舶設備規程第二条第六項に規定する極海域をいう。以下同じ。）を航行する船舶であつて公用に供するものについては、管海官庁が差し支えないと認める場合に限り、この省令の規定のうち極海域を航行する船舶に関する規定は、適用しない。

第六条の二の次に次の一条を加える。

（性能）

第六条の三　極海域を航行する船舶に備え付ける救命設備は、低温によりその性能に支障を生じないものでなければならない。ただし、当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合は、この限りでない。

第五十四条の二の見出しを「（イマーション・スーツ等）」に改め、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　極海域を航行する第二種船には、最大搭載人員と同数のイマーション・スーツ又は保温具を備え付けなければならない。

4　前三項の規定により備え付けるイマーション・スーツ（極海域を航行する第二種船に備え付けるものに限る。）は、断熱性を有する材料で作られたものでなければならない。

第六十六条の二の見出しを「（イマーション・スーツ等）」に改め、同条第三項中「第五十四条の二第三項」を「第五十四条の二第五項」に、「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　極海域を航行する第二種船には、最大搭載人員と同数のイマーション・スーツ又は保温具を備え付けなければならない。

4　前三項の規定により備え付けるイマーション・スーツ（極海域を航行する第二種船に備え付けるものに限る。）は、断熱性を有する材料で作られたものでなければならない。

第六十六条の二の見出しを「（イマーション・スーツ等）」に改め、同条第六項中「第五十四条の二第三項」を「第五十四条の二第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5　前各項の規定により備え付けるイマーション・スーツ（極海域を航行する第三種船に備え付けるものに限る。）は、断熱性を有する材料で作られたものでなければならない。

第七十一条の二第三項中「第五十四条の二第三項」を「第五十四条の二第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　前項の規定により備え付けるイマーション・スーツ（極海域を航行する総トン数五百トン以上の第四種船に備え付けるものに限る。）は、断熱性を有する材料で作られたものでなければならない。

第七十七条の二に次の一項を加える。

2　極海域を航行する第一種船等（総トン数五百トン以上の船舶及び総トン数五百トン未満の旅客船に限る。以下「極海域航行船」という。）には、当該船舶に備え付ける救命艇及び救助艇の数と同数の非浮揚型極軌道衛星利用非常用位置指示無線標識装置を備え付けなければならない。ただし、当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合には、この限りでない。

第七十八条に次の一項を加える。

3　極海域航行船には、当該船舶に備え付ける救命艇、救命いかだ及び救助艇の数と同数のレーダー・トランスポンダー又は捜索救助用位置指示送信装置を備え付けなければならない。ただし、当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合は、この限りでない。

第七十九条に次の一項を加える。

2　極海域航行船には、当該船舶に備え付ける救命艇、救命いかだ及び救助艇の数と同数の持運び式双方向無線電話装置を備え付けなければならない。ただし、当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合は、この限りでない。

第七十九条の二中「第一種船」の下に「及び極海域航行船」を加える。

第八十条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2　極海域航行船（第一種船及び第三種船を除く。）に備え付ける救命艇には、それぞれ一個の探照灯を取り付けなければならない。ただし、当該船舶の航海の態様等を考慮して管海官庁が差し支えないと認める場合は、この限りでない。

第九十六条中「もの」の下に「及び第七十八条第三項の規定により極海域航行船に備え付けるもの」を加え、同条に次の一項を加える。

2　レーダー・トランスポンダー及び捜索救助用位置指示送信装置（第七十八条第三項の規定により極海域航行船に備え付けるものに限る。）は、非常の際に救命艇、救命いかだ及び救助艇に運ぶことができるように適当な場所に積み付けなければならない。

（船舶消防設備規則の一部改正）

第七条　船舶消防設備規則（昭和四十年運輸省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五十二条の三」を「第五十二条の四」に、「第六十四条の二」を「第六十四条の三」に改める。